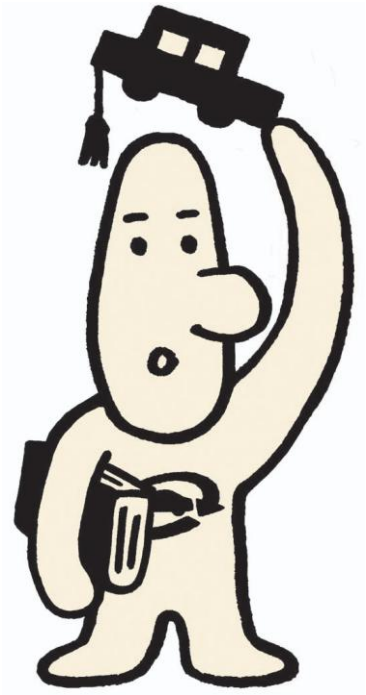
自動車リサイクルシステム
詳細マニュアル

使用済自動車処理状況検索方法



使用済自動車処理状況検索方法

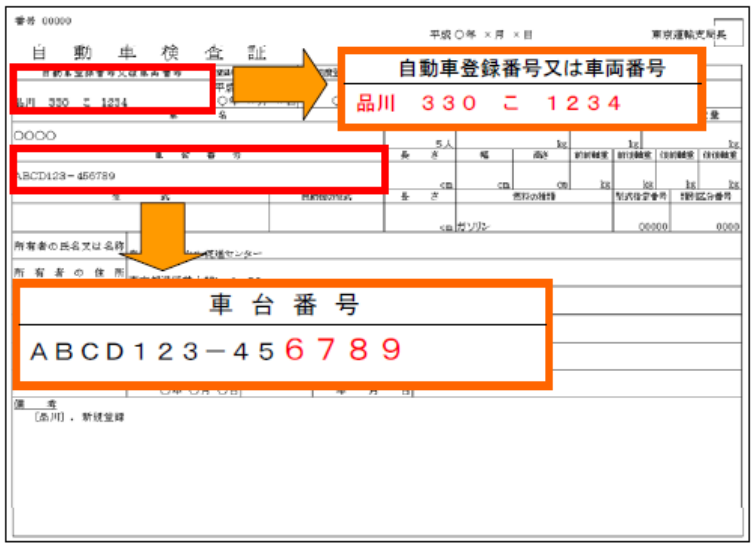
使用済自動車の処理状況を調べるためには、対象車台の車台番号等が必要になります。次のいずれかをご用意ください。

- 使用済自動車引取証明書［リサイクル券のB券］
- 抹消登録証明証
- 自動車検査証返納証明書

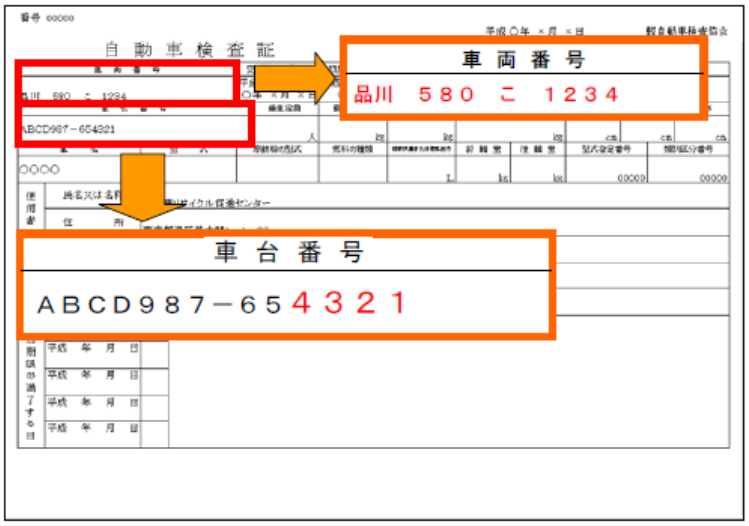
必要な情報は、車検証等の以下の箇所に記載されています。

- 自動車検査証

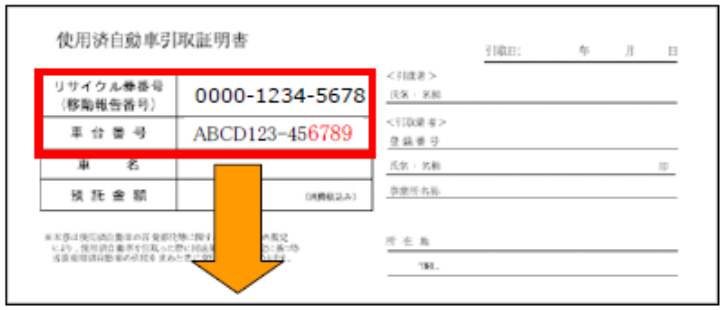
登録自動車



軽自動車

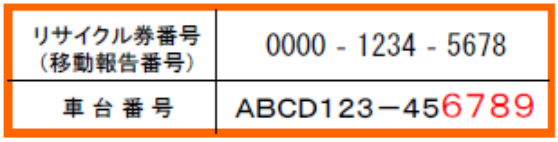


- 使用済自動車引取証明書



- リサイクル券のB券





使用済自動車処理状況検索方法

操作説明

1 自動車リサイクルシステムホームページの［自動車ユーザーの方］をクリックします。



2 ［あなたの車の処理状況は？］をクリックします。

3 ［使用済自動車処理状況検索］をクリックします。
車両検索画面が表示されます。



使用済自動車処理状況検索方法

操作説明



4 **検索条件として使用したい項目を、［車両区分］の［登録自動車］または［軽自動車］から選択します。**

5 **検索条件として使用したい項目を、［車台番号］の［漢字なし］または［漢字あり］から選択します。**

6 **検索条件を入力します。**

- 自動車検査証の「車台番号」欄が全て英数字の場合は、［漢字なし］を選択し全桁または下４桁を入力してください。
  全桁入力の場合、検索結果は全桁を表示します。下４桁入力の場合、検索結果は下４桁のみ表示します。
- 自動車検査証の「車台番号」欄に漢字がある場合は、［漢字あり］を選択し漢字を含む全てを選択・入力してください。
  漢字はプルダウンから、該当するものを選択してください。

7 **検索条件として使用したい項目を、［2. 登録番号／車両番号またはリサイクル券番号］の［登録番号／車両番号］または［リサイクル券番号］から選択します。**

8 **検索条件を入力します。**

- ［登録番号／車両番号］を選択した場合、登録番号／車台番号の［支局名］、［分類番号］、［かな］、［一連指定番号］を入力します。
  なお、入力内容は次ページのポイントも参考にしてください。
- ［リサイクル券番号］を選択した場合、リサイクル券番号を入力します。

使用済自動車処理状況検索方法

操作説明

ポイント

車両検索を行う際に必要な情報は、使用済自動車引取証明書（以下、引取証明書）または自動車検査証（以下、車検証）の例をご参照ください。

書類（一例）	車台番号	登録番号 車両番号	リサイクル券番号 （移動報告番号）
引取証明書（引取業者が作成する証明書）	○	×	△
引取証明書（リサイクル券のＢ券）	○	×	○
車検証	○	○	×
自動車損害賠償責任保険証明書（自賠責保険）	○	×	×
自動車保険証券	○	○	×
自動車税の納税証明書	○	△	×

（凡例）　○：記載あり　△：記載ありの場合となしの場合があり　×：記載なし

次ページにて例を交えて説明します。

使用済自動車処理状況検索方法

操作説明

ポイント

● 車両検索の入力画面（登録番号／車両番号で検索する例）



● 使用済自動車引取証明書の例（リサイクル券のB券）



ポイント

リサイクル券番号で検索する場合は、左図例の左上に記載されているリサイクル券番号を使用してください。

● 自動車検査証の例

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用　途	自家用・事業用の別
品川 330 か 1234 3 4 5 6	平成 16年　9月　21日	平成 16年　9月	1 普通	普通	自家用
車名			乗用定員	最大積載量	
○○○○○			5人	-kg	
車台番号			長さ	幅	高さ
2 ＡＢＣＤ１２３－４５６７８９			480ｃｍ	176ｃｍ	150ｃｍ

なお、軽自動車の自動車検査証の書式は上記とは異なりますので、該当する項目の記載内容を確認し、車両検索の画面に入力してください。

使用済自動車処理状況検索方法

操作説明

9　**［検索］ボタンをクリックします。**

検索結果が表示されます。

10　**使用済自動車の処理状況を確認します。**

［1. 使用済自動車の処理状況］では、各工程での処理状況がアイコンで表示されます。アイコンの意味について、次ページの表に示します。

・車名：引取証明書または車検証に記載の「車名」欄ご確認ください。

・車台番号：引取証明書または車検証に記載の「車台番号」をご確認ください。

・登録番号/車両番号：車検証の「自動車登録番号」または「車両番号」欄をご確認ください。

・フロン類装備：引取業者が確認した使用済自動車のフロン類装備の情報です。使用済自動車として引き取った時に実車に装備がある場合は「有」となります。自リ法対象外冷媒が搭載されている場合は「無」になります。

・エアバッグ類装備：引取業者が確認した使用済自動車のエアバッグ類装備の情報です。使用済自動車として引き取った時に実車に装備がある場合は「有」となります。

・解体報告記録日：国土交通省／軽自動車検査協会に登録または届出がなされている自動車について、自動車リサイクルシステムから国土交通省／軽自動車検査協会に解体された旨の報告がなされている場合にその報告日付が入ります。



ポイント

・車台番号が全て英数字（「－」（ハイフン）を含む）の場合は、検索時の入力内容により以下となります。

⇒全桁入力の場合、「車台番号の全桁」

⇒下４桁入力で検索した場合、「＊＊＊＊＊＊＊＊」＋「車台番号の下４桁」

・車台番号に漢字を含む場合は「車台番号の全桁」になります。

・リサイクル券番号で検索した際は、登録番号／車両番号と解体報告記録日はそれぞれアスタリスク「＊＊＊＊＊」で表示されます。

使用済自動車処理状況検索方法

［1.使用済自動車の処理状況］のアイコンについて

#	処理状況	説明	表示例	
			PC（パソコン）	タブレット、スマートフォン
1	処理済み	該当の工程で処理が完了しています。		
2	未処理	該当の工程で処理が完了していません。		
3	フロン類装備無のため処理なし	車両にフロン類装備が無いため、処理は不要です。		
4	処理済み（警告あり）	該当の工程で処理は完了しましたが、何らかの警告が出ています。 警告の内容は画面下部に表示されますのでご確認ください。		

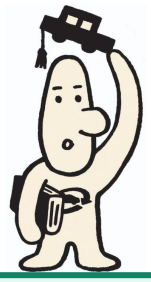
［1. 使用済自動車の処理状況］の各工程および関連事業者の役割については以下をご覧ください。
・引取工程：引取業者は、自動車の最終所有者から使用済自動車を引き取り、使用済自動車の装備（フロン類（エアコン）・エアバッグ類）を確認して、フロン類（エアコン）の装備がある場合は、フロン類回収業者に使用済自動車を引き渡し、フロン類の装備が無い場合は、使用済自動車を解体業者に引き渡す義務があります。
・フロン類回収工程：フロン類回収業者は、引取業者から使用済自動車の引渡しを受けた時は、エアコンからフロン類を回収し、自ら再利用する場合を除き、フロン類を自動車メーカーに引き渡す義務があります。フロン類の回収が終わった場合は、解体業者に使用済自動車を引き渡す必要があります。回収したフロン類は自動車メーカー等が引き取り、破壊します。
・解体工程：解体業者は、エアバッグ類（具体的には、運転席・助手席のエアバッグのほか、サイド・カーテン式などのその他のエアバッグ及びシートベルトプリテンショナー等のインフレータ等（ガス発生器）部分）についての回収・処理を行う義務があります。再資源化基準（タイヤ、廃油・廃液等の回収）に従って適切な解体を行う必要があります。回収されたエアバッグ類は自動車メーカー等が引き取り、処分します。
・破砕工程：破砕業者は、解体自動車を解体業者から引き取り、プレス・せん断処理または破砕処理（シュレッディング）を行います。
破砕処理を行わず、電炉・転炉に投入してリサイクルを行うケースや資源として輸出を行うケースがありますが、自動車の破砕処理（シュレッディング）を行う場合は、破砕工程後、シュレッダーダストを自動車メーカー等に引き渡す義務があります。

使用済自動車処理状況検索方法

［1.使用済自動車の処理状況］の各工程の引取日・引渡日について

［1. 使用済自動車の処理状況］の自治体登録番号とは、自動車リサイクル法で規定する引取業を行うにあたって、自治体に登録する際に付与された番号です。各工程の引取日・引渡日については以下をご覧ください。
なお、最終所有者が引取業者へ使用済自動車を引き渡してから、引取業者がリサイクルシステムへの報告を行うまでは、法令で最大３日間の猶予が認められています。

工程	引取日 引渡日	解説
引取工程	引取日	自動車の所有者から使用済自動車を引き取ったことをリサイクルシステムに登録した日付
	引渡日	引取工程の処理が終わり、使用済自動車を次の工程に引き渡したことをリサイクルシステムに登録した日付 ※処理を行っていない場合は、日付の欄が「＊＊＊＊＊」と表示します ※引取業者は使用済自動車を引取ってから４０日以内に次の処理工程へ引き渡すことが法令上規定されています
フロン類回収工程	引取日	引取業者から使用済自動車を引き取ったことをリサイクルシステムに登録した日付
	引渡日	フロン類の回収が終わり、使用済自動車を解体工程に引き渡したことをリサイクルシステムに登録した日付 ※処理を行っていない場合は、日付の欄が「＊＊＊＊＊」と表示します ※フロン類回収業者は使用済自動車を引取ってから３０日以内に次の処理工程へ引き渡すことが法令上規定されています。
解体工程	引取日	引取業者又はフロン類回収業者から使用済自動車を引き取ったことをリサイクルシステムに登録した日付
	引渡日	エアバッグ類の回収が終わり、使用済自動車を破砕工程等に引き渡したことをリサイクルシステムに登録した日付 ※処理を行っていない場合は、日付の欄が「＊＊＊＊＊」と表示します ※解体業者は使用済自動車を引取ってから１３０日以内に次の処理工程へ引き渡すことが法令上規定されています。
破砕工程	引取日	解体業者から使用済自動車を引き取ったことをリサイクルシステムに登録した日付 解体工程から全部利用（破砕処理を行わず、電炉・転炉に投入してリサイクルを行うケース）に引き渡した場合は、解体工程の引渡日が破砕工程の引取日と同じになります ※処理を行っていない場合は、日付の欄が「＊＊＊＊＊」と表示します



公益財団法人 自動車リサイクル促進センター

2025年12月版